

A、B、C表の使用方法

以下に当分類表中、もっとも詳細でしかも区分に特徴のある A と、その形式別部門 B、C の使用方法を説明する。

1 政治・法律・行政(A)

政治・法律・行政(A)は、政治(A1~99)と、法律・行政(A111~999)とに大別できる。法律と行政は分離することなく、同一分類項目で扱う。

(1) 主題と形式

政治の形式項目は A1~9 に、また法律・行政の形式項目は A111~118 に列挙してある。このいずれかに該当すれば、それを排架分類記号とし、主題を分類重出する。

| | | |
|-----------|---------|----------|
| 例：日本外交史事典 | A2 | 〔排架分類記号〕 |
| | A99 - Z | 〔分類重出記号〕 |

法律・行政(A121~999)にその主題を求めることができても、その形式が議会資料(B)、法令資料(C)に該当すれば、それを排架分類記号とし、主題を分類重出する。

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 例：原子力実務六法 | CZ - 433 | 〔排架分類記号〕 |
| | AZ - 433 | 〔分類重出記号〕 |
| | A433 | 〔分類重出記号〕 |

(2) 主題と地域、時代

政治(A1~99)では、主題を最優先し、次に地域を時代に優先させて分類する。

| | |
|-----------------|----------|
| 例：19世紀フランス政治思想史 | A27 |
| フランスの政党 | A56 - F2 |

法律・行政(A121~999)では、附表第1の国名記号を用いてまず国別し、次に附表第2~7によって分類する。国が特定できない場合は、A121~999に収める。

| | | |
|------------|-----------|--------|
| 例：フランスの労働法 | AF2 - 512 | 〔附表第4〕 |
| 各国の労働法 | A512 | |

個々の州、連邦加盟共和国、地方自治体の法律・行政は、その属する連邦、国家のもとの分類記号に 1000 を加える。

| | |
|----------|------------|
| 例：日本の行政 | AZ - 311 |
| 鳥取県行政報告書 | AZ - 1311 |
| ソ連邦刑法 | AR5 - 711 |
| カザフスタン刑法 | AR5 - 1711 |

2 議会資料 (B)

議会資料は資料群として B に収める。まず附表第 1 を用いて国名記号を求め、次に形式で分類する。

| | |
|-------------------|--------|
| 例：アメリカ合衆国議会下院議事規則 | BU - 2 |
|-------------------|--------|

個々の州、連邦加盟共和国、地方自治体の議会資料は、形式を問わずその属する連邦、国家のもとの分類記号 11 に収める。ただし日本は、地方自治体別に 11～132 に細分してある。

| | |
|------------------|----------|
| 例：西オーストラリア州議会議事録 | BA8 - 11 |
| 徳島県議会議事録 | BZ - 95 |

3 法令資料 (C)

法令資料もまた、資料群として C に収める。ここは条約集 (C1～8) と法令集・判例集 (C9～3999、CA～CZ) に二分できる。

条約集では、条約索引 (C7) という形式をとれば、主題と国家が特定できても C7 に収める。また 1 国の条約集は主題にかかわらず C8 に集めて国別する。

| | |
|------------------|--------|
| 例：フィリピン条約集索引 | C7 |
| 〔日本〕治外法権撤廃関係文書集彙 | C8 - Z |
| 国際電気通信条約 | C3 |

法令集・判例集は、まず国家によって、次に索引、官報などの形式によって分類する。主題区分には本表の A121～999 と附表第 2～7 を用いる。

| | |
|--------------------|----------|
| 例：ドイツ連邦共和国公害関係法令索引 | CG4 - 1 |
| 〔日本〕公職選挙法規 | CZ - 251 |
| 世界憲法集 | C211 |

個々の州、連邦加盟共和国、地方自治体の主題別法令集は、その属する連邦、国家の法令集の記号に 1000 を加える。

| | |
|--------------|-----------|
| 例：アラバマ州労働法令集 | CU - 1512 |
|--------------|-----------|

特定国の主題別判例集は、法令集の記号に 2000 を加える。

| | |
|----------------|-----------|
| 例：アメリカ合衆国労働判例集 | CU - 2512 |
|----------------|-----------|

個々の州、連邦加盟共和国、地方自治体の主題別判例集は、その属する連邦、国家の法令集の記号に 3000 を加える。

| | |
|--------------|-----------|
| 例：アラバマ州労働判例集 | CU - 3512 |
|--------------|-----------|

4 分類の重出

議会資料と法令資料は資料群として B、C に排架分類するものであり、個々の資料の主題は法律・行政(A)に求めることができる。したがって、主題からの検索に応えるためには、分類の重出を行なう必要がある。また、国別して分類した場合も、本表 A121～999 の主題を分類重出する必要がある。

| | | |
|----------------|----------|----------|
| 例：アメリカ合衆国労働法令集 | CU - 512 | 〔排架分類記号〕 |
| | AU - 512 | 〔分類重出記号〕 |
| | A512 | 〔分類重出記号〕 |

5 分類項目の展開

排架分類記号の展開の必要が生じた場合、すでに書誌分類用の丸括弧に包んだ分類項目が設定されていれば、丸括弧を外して使用する。また、新主題や新資料群は、空記号で分類項目を新設する。

特定国の法律・行政全般にわたって展開する場合は、使用すべき附表の番号を変更する

こともできる。たとえば、スウェーデンの使用する附表を第 5 から第 4 とする。また、特定国の法律・行政の一分野だけに限って展開する場合は、本表や関連のある附表を参考に行なう。たとえば、スウェーデンの社会保障法は附表第 5 では AS13 - 541 の 1 記号である。これを本表に準じて、AS13 - 541 ~ 556 の 15 記号に増やすことも可能である。